**秘密保持に関する誓約書**

企画提案参加予定者（以下「乙」という。）は、群馬県社会福祉協議会（以下「甲」という。）が行う「ネットワーク構築・運用保守業務」（以下「本事業」という。）の企画提案に際し、甲の指示された事項を守り、下記のとおり保秘を要する内容について、知り得た情報を他に漏らさないことを誓います。

1. 総則

乙は、甲から提供された本事業に関する資料及び情報（以下「資料等」という。）を、第三者に一切開示、漏えい又は提供しない。また、本誓約書に記載の内容に違反し甲に損害を与えた場合に、乙はその全てを賠償する責任を負うものとする。

1. 守秘義務を負う資料等

乙が守秘義務を負う資料等は次のとおり。

1. 本事業についての質問に対する回答
2. 本事業のために、甲から提供する資料、甲が保有する資料の閲覧により得られた情報及び甲から口頭により開示された情報
3. 守秘義務の内容

乙は、資料等を善良なる管理者の注意をもって取り扱うとともに、本事業の企画提案の際に知り得た情報に係る守秘義務を負い、次の事項を遵守する。

1. 本事業を直接担当する乙の担当者（以下「担当者」という。）以外には資料等の取扱いをさせないこと。

ただし、乙は甲の承諾により担当者以外に取り扱わせることができる。この場合は、乙は担当者以外の秘密保持について責任を持つこととする。

1. 資料は、乙の管理する場所に厳重に保管し、保管場所から搬出させないこと。
2. 資料は、甲の事前の承諾なしに廃棄、複製をしないこと。
3. 資料等は、担当者以外に開示しないこと。

ただし、開示時に公知である情報、開示前から乙が正当に取得又は保持していたと証明できる情報及び開示の権利を有する第三者から当該第三者が守秘義務を負うことなく適正に入手した情報は除く。

1. 上記(1)から(4)の事項を遵守するため、担当者に対して守秘管理を徹底させるために必要な指導を行うこと。
2. 情報流出等の事故が発生した場合の報告、原因究明、再発防止策を提出し、甲が損害を受けた場合の補償等を行うこと。
3. 本誓約書に記述のない事項については、乙は、信義に従い誠意を持って甲に協議のうえ別途これを定めるものとすること。
4. 資料等の返却
5. 乙は、企画提案日に甲が指定する資料並びにその複製物を甲に返却すること。
6. 乙は、企画提案に参加する意志の無くなったときには、その事実が発生した後速やかに上記(1) に該当するものを返却すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　群馬県社会福祉協議会 様

 　　　　 ＜企画提案参加予定者＞

 住所

 商号又は名称

 代表者名

 責任者名